

## 排水設備工事について

### 【1】排水設備工事計画確認申請について

お客さまが、その土地や建物の下水を公共下水道へ流入させるために、敷地内に排水管等を設置する工事を排水設備工事といいます。この排水設備については、下水道法第10条の規定により、設置義務が定められております。

排水設備工事は、排水設備工事申込者（施主等）が市指定工事業者に依頼し、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定及び管理規定で定める基準に適合するものであることについて、市の確認を受けなければならないと定められています。なお、審査基準は、「排水設備指針」等に定められています。

### 【2】建築工事や造成工事の際の申請・事前協議

#### (1)手続きについて

下水道条例第8条の規定により、排水設備工事（軽微な工事を除く）は、市が指定した排水設備工事業者の管理の下においてでなければ施工できません。

なお、排水設備工事を行う際には、下水道条例第6条の規定により、必ず上下水道局へ申請が必要です。

#### (2)申込・事前協議が必要な場合

申 込：排水設備の新設・改築・増設を行う場合。

事前協議：ディスポーザー排水処理システムを設置する場合。

### 【3】その他

上下水道局では、①下水道受益者負担金に関すること、②水洗便所改造助成金及び貸付金制度、③水洗化の指導促進を行っています。

以上、詳しくは、下記までご相談ください。また、ホームページの中、事業者向けに詳しく説明していますので、ご参考ください。

問い合わせ先

豊中市 上下水道局 お客さまセンター

給排水サービス課 管理係

TEL.06-6858-2961

上下水道局庁舎（北桜塚4丁目11番18号） FAX.06-6858-0447